

FIT／FIP 申請書類における書類作成者以外の加工は厳に慎んでください

2024 年 10 月
資源エネルギー庁
再生可能エネルギー推進室

昨今、再エネ特措法に基づく新規・変更認定申請において、書類作成者以外の者により加工を施されたことが疑われる添付書類が提出される事案(※)が散見されます。

(※)例えば、電力会社の発行した書類に追記・修正をしたもの、申請代行業者が申請者本人による確認を経ることなく委任状の PDF ファイル上で必要事項を追記・修正したものなど。

こうした書類が提出された場合、第三者による無権限の偽造又は変造の疑いを排除するため、当該申請者又は当該申請代行業者による全ての申請に対する審査を止め、個別に偽造又は変造の有無を確認する必要が生じ、結果的に認定までに通常以上の時間を要する場合があります。また、無権限の偽造又は変造が行われたと判断される悪質な事案に関しては、既に認定された案件に対する認定取消処分、認定事業者名の公表、捜査機関に対する刑事告発等を行う可能性があります。

認定申請者又は申請代行業者におかれては、書類作成者に無断で書類を加工して提出することは厳に慎むようお願い申し上げます。

また、円滑かつ迅速に審査を行うためにも、新規・変更認定申請の添付書類においては、原本と同一の写し又は電子データを提出するようお願い申し上げます。

※同内容のメールを、経済産業省資源エネルギー庁より FIT／FIP 制度の全ての認定事業者及びシステム上の登録者の方にお送りしています。